

# 小さな会社 がやるべき 平成後の働き方改革実践

2019年10月の消費税率引上げと同時に消費税軽減税率制度の導入が予定されています。また、働き方改革関連法案が国会で成立し、2019年4月より、残業時間の上限規制や年次有給休暇の取得義務化等が順次施行されました。このような変化に対応しながら利益を上げていくには、生産性向上により事業者の最大の資産である「人」を活かし、強固な組織を作っていくことが重要です。

今回のセミナーでは、250社以上の残業ゼロの労務管理活動支援実績があり、TV出演や著書多数の著名な社会保険労務士から、中小企業の正しい働き方改革についてご講話いただきます。ぜひご参加ください。

## 講師プロフィール

社会保険労務士法人  
ビルドゥミー・コンサルティング 代表社員  
特定社会保険労務士 残業ゼロ将軍®

もちづきけんご

**望月建吾氏**



## 講演内容

- ◎消費税軽減税率制度の概要
- ◎働き方改革関連法案の制度概要
- ◎働き方改革の真の意味とは？
- ◎限られた労働時間内で生産性を上げるための経営者の「課題と行動ルール」
- ◎残業ゼロの労務管理 12社の成功事例集

など

残業ゼロの労務管理™支援実績 250社以上、就業規則づくり支援の実績 600社以上、人事制度づくり支援の実績 250社以上。中央官庁、地方自治体、従業員数万人規模の東証一部上場企業から小さな会社まで顧問先企業数 200社以上。「小さな会社でもできた！ 残業ゼロの労務管理」や『労使共働のWG式就業規則づくり』など著書多数。NHK『クローズアップ現代』『あさイチ』など全国ネットのテレビ出演多数。SMBCコンサルティングなどのメガバンク系シンクタンク、全国の商工会議所、社会保険労務士会などの講演実績も多数。

**日 時 令和元年9月10日(火) 午後3時～5時**

**場 所 富士吉田商工会議所 2階 大会議室**

**申込方法** 下記申込書に必要事項を記入のうえ、9月9日（月）までにFAXにてお申し込みください。

**主 催 富士吉田商工会議所 繊維部会 金融部会**

**お問い合わせ TEL. 0555 (24) 7111 FAX. 0555 (22) 6851 定員30名**



「働き方改革セミナー」受講申込書

富士吉田商工会議所 行 FAX 0555-22-6851

|      |  |        |  |
|------|--|--------|--|
| 事業所名 |  | 住 所    |  |
| 電話番号 |  | FAX 番号 |  |
| 受講者名 |  |        |  |

※ご記入いただいた個人情報は、当所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。  
※当所発行の会報誌やホームページに掲載する目的で、セミナーの写真を撮影する場合があります。